資格確認書管理規程

制定　令和6年12月2日

資格確認書管理規程

（目的）

第１条　この規程は、エイチ・アイ・エス健康保険組合における健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の管理についての基準を定め、資格確認書の適正な管理を図ることを目的とする。

（管理責任者）

第２条　資格確認書の管理責任者は、常務理事とする。

（保管方法）

（無効証及び廃棄処分）

第３条　被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認書又は書損となった資格確認書は第一面に無効表示を行なった後、廃棄するものとする。

２　資格確認書の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

（規程の変更）

第４条　この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附　則　この規程は、令和6年12月2日から施行する。